

平成22年度 放課後児童クラブ入会希望者募集

☆放課後児童クラブとは？

学校終了後など、共働きなどで保護者が家庭にいない小学校低学年の児童を対象に、専任の指導員が家族に代わって適切な遊びや生活の場を提供します。

来春4月から次の放課後児童クラブに入会を希望される方は、お申し込みください。

【受付期間】 11月11日(水)～30日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

※本庁子ども家庭課、各支所住民課は、午前8時30分～午後5時

※放課後児童クラブは、午後2時～6時

【申込先】 各放課後児童クラブ、本庁子ども家庭課、各支所住民課

【利用料など】 通常利用月額8,000円

※長期休業時(春・夏・冬休み)などは別途料金が必要

【その他】 申請者多数の場合は、入会できないことがありますのでご了承ください。

【問い合わせ】

本庁子ども家庭課	☎ 22-9654
	FAX 22-9646
伊賀支所住民課	☎ 45-9127
島ヶ原支所住民課	☎ 59-2163
阿山支所住民課	☎ 43-9711
大山田支所住民課	☎ 47-1151
青山支所住民課	☎ 52-3228

放課後児童クラブ名	所在地	定員	対象者
放課後児童クラブキッズうえの	上野徳居町 3276 番地	40 人	○新1年生 平成15年4月2日～ 平成16年4月1日生まれ ○新2年生 平成14年4月2日～ 平成15年4月1日生まれ ○新3年生 平成13年4月2日～ 平成14年4月1日生まれ
放課後児童クラブレインボーうえの	上野忍町 2551 番地	40 人	
放課後児童クラブフレンズうえの	緑ヶ丘中町 4354 番地	40 人	
放課後児童クラブ第2フレンズうえの	緑ヶ丘本町 4153 番地	60 人	
放課後児童クラブウイングうえの	西条 114 番地	40 人	
放課後児童クラブ風の丘	ゆめが丘二丁目 11 番地	60 人	
放課後児童クラブ第2風の丘	ゆめが丘六丁目 6 番地	60 人	
中瀬放課後児童クラブ「ネバーランド」	西明寺 105 番地	30 人	
放課後児童クラブ「げんきクラブ」	桐ヶ丘二丁目 266 番地	55 人	
大山田放課後児童クラブ「あっとほうむ」	平田 25 番地	30 人	
河合小学校区放課後児童クラブ「ポップコーン」	馬場 1045 番地	30 人	
壬生野放課後児童クラブ	川東 1659 番地の5	20 人	
柘植放課後児童クラブ	柘植町 2407 番地の10	20 人	
島ヶ原放課後児童クラブ	島ヶ原 4696 番地9	20 人	

▶ 11月は児童虐待防止月間 ◀

児童虐待とは、保護者が子どもに対してその体や心を傷つけ健やかな発達や成長を損なう行為をいいます。その行為は子どもの心身の発達にさまざまな影響を与えます。

子どもたちを虐待から守るため、周りにいる大人たちが何らかのサインに気づき、専門機関に相談、通報・通告をする必要があります。

次のような子どもを見かけたら、ご相談ください。虐待の事実確認はおりません。また、その内容や通報・通告者についての秘密は守られます。

- 体に不自然な傷やアザがある
- 夜または寒い中、何時間も外に出され、家に入れないでいるのを何度も見かける
- 衣服や身体が極端に不潔である
- 常にお腹を空かせていて、食べ物に対する執着が強い
あるいは、拒食傾向である
- 体の傷や家族のことにに関して、不自然な答えが多い
- 父母の仲が悪い(暴力などがある)ことで、子どもに不安感を与えている

また、現在子育て中のお父さんお母さん、子どもの養育について悩みや相談したいことがあれば、気軽に話してください。

【問い合わせ】 本庁子ども家庭課
(伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会)
☎ 22-9609 FAX 22-9646

○児童虐待の相談・通報・通告先

機関名	電話番号
本庁子ども家庭課	22-9609
伊賀支所住民課	45-9127
島ヶ原支所住民課	59-2163
阿山支所住民課	43-9711
大山田支所住民課	47-1151
青山支所住民課	52-3228
教育委員会学校教育課	22-9676
本庁人権政策課	22-9631
本庁男女共同参画課	22-9632
本庁健康推進課	22-9653
三重県伊賀児童相談所 (三重県伊賀庁舎内)	24-8060
伊賀警察署生活安全課	21-0110
名張警察署生活安全課	62-0110
伊賀少年サポーターセンター	64-7837
三重県中勢児童相談所 ※午後5時以降や土・日・ 祝日の緊急時)	059-231-5902
DVが関わっている場合 配偶者暴力相談支援センター	059-231-5600
お近くの民生児童委員	
子どもが通っている学校や保育所(園)・幼稚園など	